

教育訓練給付制度（特定一般教育訓練）について

「データサイエンス実践講座」は、厚生労働省の「教育訓練給付制度」（特定一般教育訓練）の指定講座です。教育訓練給付金の支給を希望される方は、受講開始日の1カ月前までに、必要書類をハローワークに提出し、受給資格確認の手続きを行う必要があります。

本プログラムの指定番号は「1322016-2320033-0」です。

<教育訓練給付制度とは>

教育訓練給付とは、労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する「教育訓練講座」を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を受給する雇用保険の給付制度です。

「データサイエンス実践講座」は、教育訓練給付金制度（特定一般教育訓練）の指定講座です。当講座を修了された方のうち、一定の条件を満たす方は、受講料の一定の割合額が「特定一般教育訓練給付金」としてハローワークより支給されます。

<対象者>

1：雇用保険の被保険者

特定一般教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という）に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間が3年以上ある方

2：雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方

<給付額>

最大 176,000 円（受講料の40%）

※特定一般教育訓練のご質問については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

また、詳細な制度説明とパンフレットについては、厚生労働省のウェブページに掲載されています。以下をご確認ください。

<厚生労働省ホームページ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

<手続方法概要>

詳細は厚生労働省HPの案内を必ずご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001066319.pdf>

【受講前】

教育訓練給付金の手続は、受講者が訓練対応キャリア・コンサルタントによる訓練前キャリア・コンサルティングにおいて就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと、**受講開始日の1ヶ月前まで**に必要な書類をハローワークへ提出し、受給資格確認手続きを行う必要があります。**本プログラムの受講開始日は、「2024年4月13日」です。**

受給資格について決定された場合、ハローワークから教育訓練受講予定者に対して、教育訓練給付金及び「教育訓練支援給付金受給資格者証」が交付されます。受給資格者証は受講修了後の実際の支給申請時にも必要になりますので、大切に保管されてください。

【受講後】

特定一般教育訓練を受講修了した時は、**受講終了日の翌日から起算して1ヶ月以内が支給申請期間になります。**受講者が必要書類を持参しハローワークへ申請することが必要です。

なお、**本プログラムの受講終了日は、「2024年9月15日」です。**

上記に係る詳細やその他詳細のご質問は、管轄のハローワークまでお問い合わせください。

以 上